

自然災害からの「犠牲者ゼロ」を目指す!

みんなで守ろう!

避難行動要支援者 支援ガイド



市では、避難行動要支援者を含む要配慮者への支援を適切かつ円滑に実施するために、要配慮者の自助、地域の共助を基本とした避難支援体制の整備を目的として「印西市避難行動要支援者避難支援計画」を策定いたしました。

本冊子は、支援を必要とされる方及び支援をしていただく町内会等の地域の皆様に向けて上記計画の周知を目的として作成したものです。

ご不明な点やご相談等がございましたら、本冊子に掲載の問合せ先にご連絡をお願いいたします。

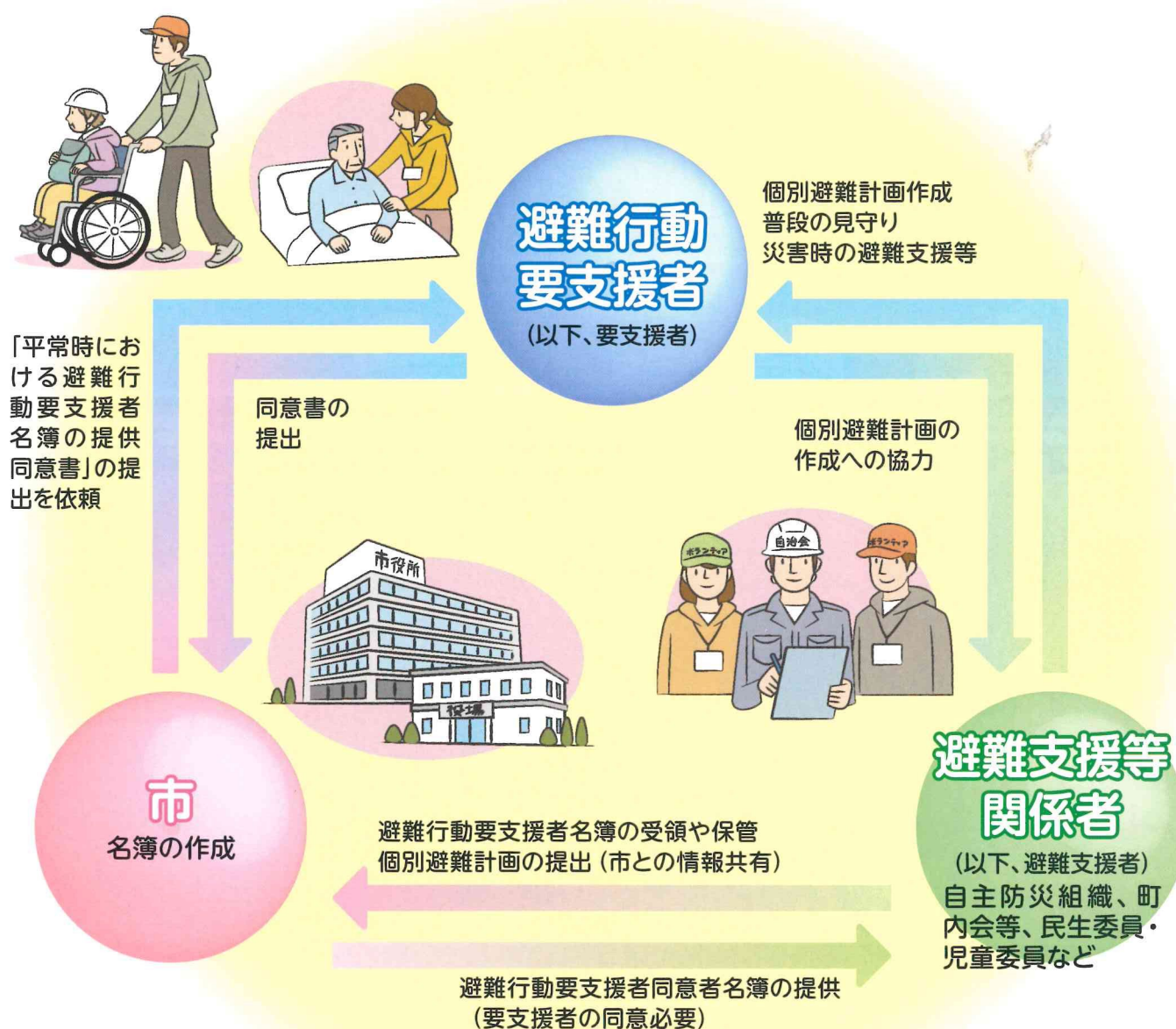


印西市



避難行動要支援者支援制度の仕組みとは

75歳以上の高齢者世帯や障がいのある人など、災害発生時の避難行動に支援を必要とする人（避難行動要支援者）に対して、町内会等、自主防災組織、民生委員・児童委員、隣近所の人など「避難支援等関係者」が連携して支援をしていく制度のことです。この制度は、市が「避難行動要支援者同意者名簿」を作成し、平常時から地域の避難支援等関係者に提供して、この情報をもとに地域の支え合いで避難行動要支援者を支援するものです。



平常時

防災訓練や見守り活動の実施

防災訓練の実施

どんなによくできた個別避難計画でも、災害時に初めてやってみるのではうまくいきません。ポイントは、普段から地域での訓練を通じて、支え合える関係づくりを進めることです。

防災訓練等の実施

避難行動要支援者名簿を活用し、要支援者とその家族に防災訓練の参加を呼びかけたり、要支援者を交えて実際の個別避難計画に沿った情報伝達、安否確認、避難誘導などについて機能するかを点検しましょう。

訓練内容

1 要支援者への情報伝達

要支援者への訪問や電話連絡を通じて避難指示などの情報を知らせます。電話の場合は、確実に情報が伝わっているか、あとで確認しましょう。

ポイント

日ごろから顔見知りの人が電話連絡するなど、普段と同じ情報伝達ルートを使いましょう。



2 要支援者の安否確認

災害直後を想定し、避難支援者は、要支援者への訪問や電話連絡を通じて安否確認を行います。訪問の際は、要支援者に体調面などの変化がないか確認しましょう。

ポイント

普段の見守り活動と同じく、近隣の人が要支援者宅に行つて安否確認にあたりましょう。



3 避難所等への避難誘導

要支援者を指定された集合場所や避難所まで誘導します。その際、車いすやリヤカーなどを使い、危険箇所を避けて避難所までたどり着けるか確認しておきましょう。

ポイント

要支援者とその家族と一緒に防災訓練に参加してもらいましょう。

訓練の結果を個別避難計画へ反映

訓練を実施した後の振り返りは重要です。訓練でうまくいかなかったことや、改善点など気づいた点を踏まえて、要支援者と避難支援者が一緒に個別避難計画を見直しましょう。



チェック項目(例)

- ☐ 避難準備の時間
- ☐ 避難に向けた情報の受け取り方法
- ☐ 避難方法や避難所までの距離、経路、避難時間
- ☐ 避難支援に必要な人員の確認
- ☐ 避難先での留意事項

要支援者との普段からの交流

普段から顔見知りの関係ができていると、災害時の支援がスムーズに進みます。時折声をかけるなど、**日ごろの見守りを通じて顔の見える関係づくりをしておくことが支援の第一歩**となります。

いざというときだけの避難支援活動は役に立ちません。普段から要支援者と関わっている人たちが良好な関係を築くことで、地域の防災力を高めていくことにつながります。

日ごろからの関係をつくっておく

● 支援をする側とされる側が、あらかじめ顔見知りの関係になっていないと、いざというときに支援することは困難です。まずは要支援者の自宅を訪問して、お互いに顔を合わせることから始めてみましょう。

● あいさつや声をかけるなどを通して、要支援者と日ごろから良好な関係をつくっておきましょう。

● 町内会などで開催する地域の行事など、気軽に参加できる機会を利用し、要支援者に声をかけてみましょう。

● 日ごろから顔見知りになっておくために、お茶会やサロンなど要支援者が気軽に参加できる会を工夫してみましょう。

● 外出が難しい要支援者やその家族の場合は、自宅を訪問して交流を深めましょう。



見守り活動を行う

● 日ごろの関係づくりが整ってくると、日々、地域が要支援者に気をかける（見守る）ことにより、孤立死などの防止にもつながります。

● 要支援者宅の「部屋の点・消灯」「カーテンの開閉」「洗濯物干し・取り入れ」「郵便ポスト」のような生活サインによる見守り活動もあります。



● 自主防災組織などによる要支援者宅への定期的な訪問を実施しましょう。家具の転倒防止対策、非常持出品の紹介などのほか、避難時の支援体制の確認もできます。また、要支援者の状態の確認にもなります。

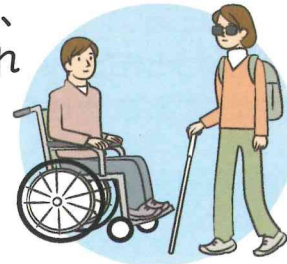
● 民生委員などは定期的に、要支援者の心身の状況や生活実態に変化がないか確認します。心身の状況などに変化が見られたら、避難支援者と適時適切に情報を共有しましょう。



避難行動要支援者とは

要配慮者のうち、災害時に自分で安全な場所へ避難することが難しく、とくに避難に支援を要する人たちのことです。市では、在宅で次のいずれかに該当する人を「避難行動要支援者」とし、名簿に登録しています。

障がいのある人	●身体障害者手帳1・2級（総合等級）を所持する者 ●療育手帳を所持する者 ●精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
要介護の人	●要介護度3、4、5の要介護認定者
高齢者	●世帯全員が75歳以上の高齢者（一人暮らし含む）
その他	●上記のほか、相当の支援を必要とする者



避難行動要支援者名簿とは

市では、要支援者の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成・管理するほか、名簿を活用して、避難支援等関係者への名簿情報の提供などを行っています。また、名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、日ごろからの要支援者の見守り活動や個別避難計画の作成参画、災害時には安否確認や避難支援などに活用しています。

避難支援等関係者とは

避難支援等関係者とは、災害が発生した際に、支援を必要とされる方の安否確認や避難誘導、避難所での生活支援等に携わる関係者及び関係機関をいいます。

市では、次の関係者を想定しています。

- | | |
|---------------|-----------------|
| (1) 印西地区消防組合 | (4) 印西市社会福祉協議会 |
| (2) 印西警察署 | (5) 自主防災組織・町内会等 |
| (3) 民生委員・児童委員 | |

ご相談・お問合せ先(担当部署)

障がいをお持ちの方	●福祉部障がい福祉課 0476-33-4136(直通) syoufukuka@city.inzai.chiba.jp
高齢者の方、要介護認定を受けている方	●福祉部高齢者福祉課 0476-33-4592(直通) koureika@city.inzai.chiba.jp
妊産婦の方	●健康子ども部子ども家庭課 0476-37-4231(直通) kodomoka@city.inzai.chiba.jp
子育て中の方	●健康子ども部子育て支援課 0476-33-4640(直通) kosodateka@city.inzai.chiba.jp
外国人の方	●企画財政部企画政策課 0476-33-4068(直通) kikakuka@city.inzai.chiba.jp
上記の他、支援を必要とする方	●福祉部社会福祉課 0476-33-4513(直通) syafukuka@city.inzai.chiba.jp
自主防災組織関係者の方 計画についてのお問い合わせ 避難方法・避難所についてのお問い合わせ	●総務部防災課 0476-33-4428(直通) bousaika@city.inzai.chiba.jp
町内会等関係者の方	●市民部市民活動推進課 0476-33-4431(直通) siminkatudou@city.inzai.chiba.jp
民生委員・児童委員の方	●福祉部社会福祉課 0476-33-4513(直通) syafukuka@city.inzai.chiba.jp
主任児童委員の方	●健康子ども部子育て支援課 0476-33-4640(直通) kosodateka@city.inzai.chiba.jp

